

令和8年度 第4回行政評価委員会 会議録

日 時：令和8年9月9日（水）18時30分～21時20分

場 所：伊予市庁舎3階庁議室

出席者：倉澤生雄委員長、山邊彰三副委員長、牧本公明委員、日野功委員、
上岡宏美委員、武内和治委員

事務局：企画振興部企画政策課（向井功・松田・向井英・丸橋）

傍聴者：7人

1 開会

会議の成立及び傍聴者が7人であることを確認した。

2 議事

（1）第3回会議録の確認

第3回委員会では、商工観光課所管の「交流促進センター管理運営事業」を含む3つの事業を審議した。

会議録については、各委員において発言内容等に誤りがないか確認を行った後、伊予市ホームページへ掲載する。

（2）行政評価（外部評価）

担当課から概要説明を行った後、事前質問に対して担当課から回答のみ口頭で行う。その後、委員から意見を聴取し、最後に担当部長から総括を行う。

（3）次回の委員会日程

第5回委員会は9月30日（水）18時30分～

3 閉会

No. 7 精神保健事業【健康増進課】

（健康増進課）

本事業は、総合計画「健康福祉都市の創造」に位置づけられ、精神保健福祉法等に基づき実施している。主に、精神保健の課題を抱える方や家族への相談対応、回復途上の方への「デイケア」や「家族懇談会」を通じた孤立防止と社会復帰の促進に努めている。事業への投入コストは、過去3年間、6万円から7万円台で推移しており、主に家族懇談会の講師報償費やデイケア活動の事務経費として、限られた予算内で適正に運用している。実績と成果は、相談対応や家族懇談会は目標数値を達成し、デイケアについても80%以上の達成率を維持している。過去3年間を振り返ると、小規模ながらも丁寧な関わりを通じ、地域で安心して過ごしていただくための大切な「場」としての役割を果たしてきたと考えている。当事者やご家族が孤立することなく、必要な支援に繋がる体制を維持できていると評価している。これらの状況を総合的に勘案し、自己判定は妥当性 B、有効性 B、効率性 C とした。参加者の安心感を支える役割を果たしている一方、相談件数が高止まりする中で、慢性的な人員不足により現場の対応体制が逼迫しつつあるという課題も浮き彫りとなっている。今後は、単なる「居場所づくり」に留まるのではなく、限られたリソースを最大限に活用し、健康寿命の延伸に寄与する「個別・予防的アプローチ」へと進化させる必要があると考えている。所属長および二次判定においても、相談ニーズの高まりを踏まえ、健診データ等も活かしながら、個々の心身のリスクに応じた専門的な予防介入へ戦略的に配分すべきとの所見が示された。この方針に基づき、今後は対象者の健康状態を心身両面から包括的に捉え、個別の関わりへと軸足を移すと同時に、医療や福祉など関係機関との連携による役割分担を図りながら、より質の高い支援を実現していきたいと考えている。

事前質問の回答

7-1

健康増進課の業務体制は、1人の職員が本事業だけでなく、母子保健や成人保健など複数の事業を同時並行で抱えながら対応している。現場の実態としては、精神保健の相談業務は、突発的な介入が少なくない。また、1回の面接そのものに1～2時間を要することが多く、その後の医療機関等との連絡調整やケース検討、詳細な記録作成などの事務作業も含めると、1件にかかる割合は決して小さくない。こうした状況は、精神保健事業に限らず、母子や成人の分野においても同様の対応となっている。その上で、在籍する保健師の多くが産休・育休や時短勤務等の制限を抱えており、限られた実働マンパワーの中で、各事業を何とかやり繰りしながら対応に努めているというのが、現在の逼迫した状況の背景である。

7-2

予防的アプローチを強化することにより、既存の支援を削るものでは決してない。むしろ全体の支援をしっかりと底上げするものと考えている。こころの不調や悩みを抱える方ほど、睡眠不足や食欲不振、生活習慣の乱れといった「からだのサイン」が先に表面化することが多いことを、保健師の視点で見ているからである。だからこそ、実際に健診を受けていただき、そのデータをもとに保健指導を行うということが、精神保健の分野においても保健師が関わる非常に大きな意味を持つと考えている。これまでの、デイケアや家族懇談会で培ってきた信頼関係をベースにしながら、成人保健事業とも連携し、心身の健康リスクを早期にキャッチして、必要な受診や健康管理へとつなげていく——これこそが、限られた体制の中でも質を高めていく鍵であると考えている。これまで通り、一人一人の相談に真摯に対応しながら、保健師としての専門性を発揮していきたいと考えている。

7-3

「目的」を変えるという意味ではなく、目的に向かって「現場の質をどう深化させていくか」という観点から、あえて「検討の必要がある」とした。これまでの「居場所の提供」という支援を長年続ける中で、また、限られた体制の中で、目指す目的に向かって、保健師として、現場でどう実現していくかを問い続けてきた。その結果、より実効性を高めていくために、アプローチの軸足を、今後は「保健師の専門性を生かした個別の健康支援」へと、意味づけ、ブラッシュアップしていきたいと考えている。具体的には、保健師が個々の健康課題やリスクをしっかりとキャッチし、健康寿命の延伸や適切な受診・健康管理へと繋げていくという、一人一人の健康面に焦点を当てたアプローチである。このように、目的の実現に向けた現場の質の深化という意味で、検討の必要性を挙げさせていただいたものである。

7-4

民間活力を導入については、地域にすでにある民間の多様な資源やサービスをうまく活用し、連携させていきたいという意図から選択したものである。以前に比べ、地域のなかには民間による居場所や働く場所、傾聴ボランティアなど様々な福祉サービスが非常に充実してきている。そうした社会資源の情報を私たちが細やかにキャッチし、必要な方へタイムリーに情報提供や橋渡しを行うことで、当事者や家族の選択肢を格段に広げることができると考えている。個々のケースの状況に応じてなのだが、行政がすべてを抱え込むのではなく、民間の持つ豊かな活力で互いに補完し合いながら、安心して暮らせる地域づくりへとさらに繋げ

ていく——そうした視点での活用について、今後の検討の余地があると考えている。

7-5

「成果が低調である」と評価したのは、現実として、限られたマンパワーの体制の中で、個別相談件数は高止まりしている一方で、デイケアや家族懇談会等の新規・参加者数は頭打ちの状況にあるためである。だからこそ、デイケアや家族懇談会の事業の「軸足」を思い切ってシフトチェンジしていく必要があると考えている。母子や成人保健事業とも繋がるように、保健師の専門性を発揮して、単なる交流の場から確実な健康支援へと質を向上させていきたい——そうした前向きな意図から、あえて改善の余地ありと評価したものである。

7-6

十数年前のデイケアにおいては、お昼を跨ぐ実施のなかで、参加者の利便性を考慮して飲み物の実費運用があったという経緯がある。そうした過去の運用背景を踏まえ、評価項目の后者の「ある程度の公平なサービスを提供しているが受益者負担をしていない」という表現に形式的に該当するものとして捉えたためである。委員指摘のとおり、本事業においては、支援を必要とする方へ資源を集中させる事業の性質上、対象者が限定されることは当然であり、また社会的弱者への配慮からも、受益者負担を求めるべきではないと考えている。

7-7

本事業では、実績報告の様式上、年齢別の詳細な集計項目が設けられていないためデータはないが、補足資料「精神保健相談対応状況」の内訳（老人精神、思春期、アルコールなど）は、どのようなテーマの相談に日々向き合っているのか、その背景や傾向として、確認いただきたい。また、新規相談者数は、年度をまたいで継続して相談される方や、しばらく落ち着いた後に再び相談につながる方も多くいるため、「新規」と「継続」をきれいに線引きして区分することが、どうしても難しい状況である。そのため、相談対応状況の表の右欄に記載している、当該年度の「実人員」をもって、全体の相談状況を把握している。なお、「改善された方の人数」についても、相談者が抱える課題や背景は、一人一人全く異なっている。「少し外に出られるようになった」「家族の負担が軽くなった」「社会参加につながった」など、その人にとっての小さなステップやゴールは千差万別であり、画一的な数値で「何人改善した」と測るのがなかなか難しいのが、精神保健支援の特殊な性質である。数値化しにくい部分ではあるが、一人一人のその時々状況に寄り添いながら、丁寧な支援に引き続き努めていきたいと考えている。

7-8

保健師による訪問は、法律に基づき実施する重要な業務であり、生活状況の把握、受診支援、退院後の体調や服薬状況の確認、家族からの相談対応など、多様な目的がある。特に、来所が難しい方や、なかなか支援につながりにくい方に対しては、訪問によって直接対面し状態を確認できるため、早期発見・早期介入につながる大変重要な支援手法である。

7-9

精神保健相談は、基本的に保健師が窓口対応を行っている。なお、自殺対策事業の一環として月 1 回実施している「心の相談」では、精神保健福祉士や精神科医師による専門的な相談対応も実施しており、重層的な体制をとっている。課内の保健師の体制について詳しく述べると、課内在籍保健師数 18 人のうち、現在、6 人が産休・育休中であり、2 人が管理職、さらに 2 人が新採保健師となっている。このほか、時短勤務等の制限を抱えている保健師もいるため、限られた実働マンパワーで精神、母子、成人保健事業を同時並行でカバーしている状況であるが、管理職も含め、限られた体制の中でなんとか相談窓口を維持しているところである。

7-10

従来は「居場所づくり」や「交流」を主目的としていたが、今後は保健師の専門性をより深く活かし、健診結果に基づく保健指導などを組み合わせることで、重症化予防や発症予防につながる健康管理が可能となる。個々の状況に応じた健康支援がより明確になるため、事業の成果は一定程度向上すると見込んでいる。

7-11

体制やコストを大幅に増やすといった想定はしていない。現行の限られた体制の中で、事業内容に保健師の専門性を加えることで質の向上を図るイメージである。例えば、デイケアの活動内容に「健診を受けましょう」という健康管理の要素を取り入れ、健診結果に基づく個別支援につなげるなど、既存事業の中で専門性を反映させる形を想定している。

7-12

明確な要因を特定することは難しいが、ストレス社会における相談ニーズの高まり、相談窓口の認知向上、関係機関との連携強化などが背景にあると考えている。実感としても、相談内容が多様化しており、安心して相談しやすい環境が少しずつ整ってきたことが、相談件数の増加につながっていると捉えている。

7-13

関係機関は、本人・家族を中心に、医療機関、保健所、学校、警察、消防、就労支援機関など、多様な団体が関与する。ケースによって複数の機関が同時に関わることもあり、最初の連絡調整や情報共有には一定の手間を要する場面もある。

一方で、このような多様な機関と連携しながら支援を進めることで、行政だけでは支えきれない部分を地域の力で補完でき、結果として支援の質の安定化につながると考えている。また、地域で居場所づくりを行う団体や傾聴ボランティアなど、地域の支え手も大切な役割を担っており、こうした機関と役割分担や情報共有を行うことで、切れ目のない支援の提供に寄与するものと考えている。

(委員)

保健師が電話対応にとどまらず、訪問など柔軟かつ手厚い対応を行っている点は非常に素晴らしい。他自治体と比較してもこれ以上の対応はないのではないか。電話案内で終わることが多い中、予算7万円でここまでやっているのは素晴らしいことであるため、今の体制を継続してほしい。

(委員)

事業の軸足を個別的アプローチへシフトする一方で、従来の業務も継続すると説明されたため、業務が上乗せされて保健師の負担が実質的に増えるのではないかと危惧している。限られた人員やリソースの中で対応するには、何かを削る・諦めるといった「選択と集中」を行わなければ、現場が回らなくなるのではないか。これまでのグループ対応に加え、さらに個別対応まで拡充するとすると、現在の限られた保健師の人数で本当に対応可能なのか、非常に心配が残る。

(健康増進課)

新たな業務をそのまま上乗せし現場を疲弊させることは十分に配慮している。現在のデイケアや家族懇談会が単なる居場所づくりの運営にとどまり、保健師の専門性を活かした活動ができないかというところで、デイケアや家族懇談会が頭打ちの状況にある中、家族や当事者の健康管理がおきざりとなっていた反省点がある。今後は市民一般と同様に健診受診を切り口とした個別支援へつなげることを考えている。

(委員)

現体制を縮小せず、維持したまま新しい個別支援をプラスアルファで実施することを認識した。導入コストが増えるわけではないのであれば今の体制で保健師が専門性を発揮すればよいのではないか。人的リソースの問題以外に専門性を加えることが難しい理由があるのか。一方で現在の産休・育休による人員不足は一時的なものであるため、職員が復帰した後の体制拡充をどのようなタイミングで考えているか。集団のなかで専門性の高い支援を広げていく方法もあることを提案する。

(健康増進課)

産休・育休等で現在6名不足しているが、会計年度任用職員の確保や復帰のタイミングを見極めつつ、人が少ない状況を改善していく。精神、母子、成人保健

の各分野が「健康寿命の延伸」という同じ目的に向かうことで、結果的に効率的な取り組みにつながると考えている。単なる居場所づくりから、保健師の専門性を活かした質の高い支援へと向上することを知っていただきたいという意図があった。

（委員）

精神障害を抱える方は一人一人状況が異なるため、集団対応よりも個別対応の方が適しているケースが多い。両者をうまく使い分けつつ、個別支援を重点的に行うことは保健師のやりがいや効率化にもつながるのではないかな。

（委員）

複数の事業を担当していることが理由として挙げられていたが、1対1の対応においてそれは直接の関係がないのではないかな。

「予防的アプローチ」は誰に対して行うものかな。

目的自体には問題がないため、「目的に検討が必要」とされるような回答の仕方に強い違和感がある。

資料を見ると、成果が順調である理由が述べられているが、数値が約80%以上にこだわっているように見え、成果指標そのものに問題があるのではないかな。成果指標において数値に過度にこだわる必要はないのではないかな。

令和4年度の数値を基準にして設定された目標が、その後3年間もそのまま据え置かれ、変更しないのかな。

事務事業評価シートにおいて、市民負担の適正性に関する判定が年度によって大きく変動している。市民や他自治体が見た際に誤解を招く恐れがあるため、1次判定・2次判定の段階で内容を精査し、担当者の誤った判定や表現は差し戻すなど適正に管理すべきである。

（健康増進課）

予防的アプローチとは、現在デイケアや家族懇談会に関わっている方とのつながりを活かし、生活習慣病（糖尿病・高血圧等）の重症化を予防するためのものである。

目標値は毎年見直すべきであり、今後は状況に合わせて改善していく。

1次判定・2次判定でのチェックが不十分であったと反省している。今後は担当者の意図を深く確認し、誤解を招かない適切な評価となるよう努める。

（委員長）

相談から関係機関への接続やコーディネートにおいて、誰が中心となって意思決定や管理を行うのかという体制づくりが必要である。また、事務事業評価シートが形骸化せず、良かった点や課題を明確にするために、評価基準に基づいた適正な運用と見直しを行うべきである。

(市民福祉部長)

委員の意見と指摘を真摯に受け止め、今後の事業推進にしっかりと反映したいと考えている。精神保健の課題を抱える方やその家族への支援においては、相談対応や孤立防止にとどまらず、地域に出向くアウトリーチの強化や医療・福祉等他機関との緊密な連携が不可欠である。いただいた視点を踏まえ、保健師をはじめとする専門職の強みをさらに発揮させ、個々の状態に応じた早期発見・早期支援体制の充実を図る。また、事業の軸足をより強固なものとし、実効性のあるきめ細やかな地域の精神保健支援の構築に努めていく。

No. 8 （介保）一般介護予防事業【長寿介護課】

（長寿介護課）

① 事業概要の説明

本事業は、第2次伊予市総合計画の基本目標「健康福祉都市の創造」における基本施策「健やかで生きがいの持てる高齢者福祉の実践」に位置づけられており、「介護保険法第115条の45第1項第1号（介護予防・日常生活支援総合事業）」および「伊予市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に基づき実施している。本事業では、「すべての高齢者が住み慣れた地域で、可能な限り自立した日常生活を継続できるよう、心身の機能維持・改善を図り、要介護状態への進行を予防すること」を目的としており、この目的を達成するために、健康教室の開催、運動器の機能向上プログラム、栄養改善や口腔機能向上のための普及啓発、および住民同士の通いの場の運営支援を行っている。

② 事業活動の投入コストの分析

過去3か年度の予算と執行状況について、令和5年度は予算額21,067,000円に対し執行額19,437,000円（執行率92.3%）、令和6年度は予算額22,313,000円に対し執行額20,639,000円（同92.5%）となっている。これに対し、令和7年度は予算額を22,368,000円と同水準に据え置いた一方で、執行率は98.2%へと大幅に上昇し、極めて高い水準で予算が執行された。なお、次年度である令和8年度の当初予算要求額は19,414,000円となっている。

事業費の内訳としては、支出の約95%を委託料が占めており、具体的には、介護予防教室の開催や生きがい活動センターの運営、ふれあいいきいきサロンの実施管理等を委託している。令和8年度の予算要求額が減額となった主な理由は、令和7年度に実施した第10期介護保険事業計画策定に伴う「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」が完了したことによるものである。

次に、財源構成と市費の負担状況について、本事業では主に第1号・第2号介護保険料や地域支援事業交付金等の特定財源が充当されている。財源の負担割合は、第1号保険料が23%、第2号保険料（支払基金）が27%、地域支援事業交付金（国）が25%、同交付金（県）が12.5%となっている。そのため、市の支出（一般財源）は残りの12.5%となり、令和7年度でいうと2,744,000円の支出となっている。

③ 事業活動の実績の分析

事業活動の進捗を測るため、「介護予防教室の開催数」および「介護予防教室の参加者数」を設定している。過去3か年度の実績は、開催数が令和5年度の142回から令和7年度には161回へ、参加者数も1,648人から2,326人へと順調に増加しており、地域の通いの場での教室開催や、専門職による地域リハビリ活動

支援、「ミカンまる体操」の普及等の取り組みが着実に成果に結びついている状況にある。一方で、活動への参加が一部の高齢者に固定化していることが課題であるため、今後は関係課と連携した「高齢者の保健事業と介護予防事業の一体を推進し、未参加者や閉じこもりがちな高齢者へのアプローチを強化していく必要がある。

④ 事業活動の成果の分析

本事業を実施することで、高齢者が自立した生活を送る期間が延伸し、生きがいや役割をもって生活できる地域になるといった成果があると考え、成果指標に「要介護認定者数」を設定している。

過去3か年度の実績は、令和5年度から令和7年度にかけて2,348人から2,492人へと推移しており、高齢化に伴う微増傾向はあるものの、概ね目標水準を維持（達成度 80%以上）している。具体的な事業効果として評価すべき点は、身近な通いの場での活動や専門職の支援が、外出機会の提供、意欲向上、生きがいの創出を生み、高齢者の心身機能維持と孤立防止につながったことである。

⑤ 自己判定の分析

本事業においては、活動への参加が一部の高齢者に固定化し、未参加者や閉じこもりがちな方への積極的な働きかけが不足しているという課題が見受けられるものの、身近な通いの場での活動支援や専門職の支援により、高齢者の心身機能維持と孤立防止が進み、住民主体の介護予防の基盤が築かれたという成果が認められることから、事業全体としては概ね計画通り進んでいると評価し、自己判定を「現状のまま継続」としている。今後は関係課と連携した保健事業との一体的実施により未参加者等への働きかけを強化し、地域の課題やフレイル等の情報を委託事業所と共有してプログラムを見直すことで、住民間の新たな繋がりを創出し、地域全体で支え合う基盤を強化していくこととしている。

⑥ 一次判定・二次判定の分析

本事業に対する所属長の一次判定は、要介護状態になっても生きがいや役割を持って生活できる地域を構築するためには、介護予防の推進が不可欠であることから、市政全体の成果向上に与える影響が高く、上位施策の視点からみても重要度が高いという評価となっている。

また、所管部長の二次判定は、本事業が高齢者の「生活の質」向上と地域包括ケアシステムの維持に不可欠な重要施策であるという一次判定を支持しつつ、今後は既存の参加者への支援にとどまらず、未利用層や閉じこもりがちな方へのアウトリーチを強化し、住民主体で地域全体を支え合う持続可能な基盤づくりに注力する必要があるという観点から、事業の方向性を「現状のまま継続」としている。

事前質問の回答

8-1、8-8

令和5年度から令和7年度にかけての本市の高齢者人口および要介護認定率は、全国および愛媛県の平均と比較して低い水準で推移している。

8-2

質問の「新規参加者」と「リピーター」の割合については、現時点では正確なデータの集計に至っていない。一方、「延べ人数」と「実人数」の比較については、「ふれあいいきいきサロン」については実人数の集計を行っている。指摘のとおり、事業の到達度を測る上では実人数や新規参加割合の把握が重要であると認識しており、今後、委託先事業所と協議の上、その他の活動につきましても同様の集計について検討していきたい。

8-3

まず、令和7年度の目標数値が前年度より増加している点については、高齢化の進展に伴う認定者の推計をベースに設定したことによるものである。また、達成度の計算式に関するご指摘について、委員が指摘されたとおり、現状の「実績÷目標」という算定方法では、減少を目指す指標の成果を正確に把握することができず、妥当性を欠いていたと認識している。今後は、提案いただいた前年度実績を基準値としてその変化を成果指標とすること等を参考にしつつ、事業成果をより適切に判断できる成果指標と計算式への見直しについて検討を図っていききたい。

8-4

現在、介護保険担当、地域包括支援センター、保健センター等の関係機関による連携体制は構築されており、独居や閉じこもり等で健康不安を抱えるケースを把握した際には、必要に応じて予防教室への参加や介護保険制度の利用支援を行っている。今後は、こうした既存の連携ネットワークをさらに強化・活用し、課題を抱える高齢者をいかに早期に抽出し、具体的な支援や参加へ結びつけていくか、積極的なアウトリーチの手法について検討を図りたい。

8-5

事前にお示しした一般介護予防事業の歳出内訳のうち、「需用費 159,519 円」が主にチラシ作成等の広報費に該当する。また、事業周知に関する工夫として、「伊予市あんしんガイドブック」は、市内企業からの広告収入を活用することにより無料で3,000部作成し、関係機関や市民を対象に配布している。加えて、「ミカンまる体操」のDVDを作成し、サロン活動等の希望者に配布する等、普及啓発に努めている。

8-6

現在、ご質問いただいた「年代別」「男女別」での詳細な集計は行っていないため正確なデータは持ち合わせていないが、担当職員の感覚としては、参加者の約8割が75歳以上の方であり、男女比については「男性2：女性8」程度の割合であると認識している。

8-7

現在の介護予防教室等への参加者は女性が多数を占めている。現在、男性に特化した特別な呼び掛け等は実施できていないが、例えば「生きがい活動センターじゅらく」や「三世代交流拠点施設」の一部で実施している「健康マージャン」には、男性高齢者が多く参加されていると伺っている。今後は、こうした男性の関心を惹きやすい活動事例を参考にしつつ、男性の社会参加を促すための効果的なアプローチについて、委託先事業所とともに検討を図りたい。

(委員)

資料の課題として「参加者の固定化」が挙げられているが、リピーターが多くを占めることは、継続して参加することで介護予防につながっているという意味で悪いことではない。単純に拠点を増やすことよりも、今参加していない人がどのような方で、なぜ参加できていないのかを把握することが重要である。地域によって高齢者の人数や状況が異なるため、単純な参加人数ではなく、地域の高齢者全体のうちどのくらいの割合が参加しているかを見るべきである。高齢者の中には、元気に働いているなど対象外の人も多く含まれているため、本当に支援が必要な人がどれくらいいるかという視点が重要である。また、中山地地域にあった「がんばる会」が3月いっぱいではなくなった。そこに行っていた元気な高齢者が、デイサービスに行かざるを得なくなり介護保険の申請をするなど、影響が出ている。デイサービスは、認知症が始まった人が行く場所というイメージが強く、元気な高齢者は「行く必要がない」「お尻が重い」として行きたがらない。しかし、独居で認知症になっていくのを見逃すよりは、そうした場に通ってもらう方が良いのではないか。他の地域でもこうした集まりがなくなっていないか心配である。

(長寿介護課)

指摘のとおり、リピーターによる一般介護予防の継続も重要であり、要介護状態にならないための予防として「本当に必要な方の抽出」も極めて重要であるため、関係事業所との連携強化を図りながら抽出を推進していきたい。「がんばる会」はこれまで事業者の自主事業により実施されてきたが、経営上の厳しい問題があり、早い段階から事業実施が難しい相談があった。一般介護予防事業の中に中山地域で事業者委託している生きがい活動センターがあり、その充実を図ると

ともに、介護保険サービスとあわせた予防を重点的に行えるよう、地域の特性を活かした改善を検討していきたい。

（委員）

要介護者認定数（令和7年度2,492人）の数値があるが、判断基準となる基準がないため、年齢層に応じた割合や人口に対する割合など、数値をどう捉えればよいか分かる指標があると良い。事業の目的に「要介護状態になっても生きがいや役割を持って生活できる地域をつくる」とあるが、すでに要介護となっている2,492人が実際に生きがい等を持って生活できているか、事業としてチェックする必要があるのではないか。参加者を増やすためには、参加していない人がなぜ参加していないのか（存在を知らない、行く手段がない、病院の都合等）の理由をしっかりと掘り下げる必要がある。

（長寿介護課）

指標は、現在の指標では分かりづらい面があると認識しており、助言を参考に状況が明確に把握できる指標を検討したい。生きがい等の把握は難しい面もあるが、自立支援・重度化防止の理念のもと、関係事業所と連携し、自立に向けて生きがいを持って生活できるよう他事業との横の連携を図っていきたい。参加者を増やす取組は、関係機関との連携を充実させ、必要な方に必要な取組が実践できるように進めていきたい。

（委員）

非常に難しい事業だが、高齢化が進む中で分母の高齢者数が増えるため、要介護者数自体が増えるのは自然である。したがって着目すべきは数ではなく「認定率」のほうではないか。ただし、目的には「要介護状態になっても」という側面もあるため、そうなった場合に適切な対応を受けられる体制があるかも重要である。資料に挙がっている3つの相談窓口から、適切な医療機関への受診にスムーズにつながっているかを測る件数などの指標もあるとよい。介護予防教室の個別具体的な活動の把握は難しいが、カタログ的な提示だけでなく、定期的に地域の人々の声を拾い上げていくことが今後ますます必要になってくる。

（長寿介護課）

総合相談の件数や医療機関への接続件数等については今回の資料には挙げていないが、地域支援事業の中の別事業において個別に計上している。各事業の横のつながりを重点的に強化し、一元化して要介護状態であっても地域で生活できる体制を作っていきたい。

（委員）

ターゲットが絞りきれっていない印象がある。例えば、75歳以上の男性は参加が少ない。比較的若い65歳前後の男性に向けて、認知症や介護予防の必要性をどう

PR していくかが大切である。ゴルフなど男性が興味を持つ目の付け所でターゲットを絞るべきである。要介護認定率は全国・県平均に比べて低く、現在の数値や指標のままで十分であると考えている。

（長寿介護課）

デイサービス等の利用割合は女性が 8 割程度と高いが、男性も明確な目的や楽しみ（リハビリを頑張るなど）があれば参加しやすいため、男性の参加者比率を上げる工夫をしていきたい。年代別の数や比率についても、データ化して次に活かせるよう検討したい。

（委員）

高齢者人口がほとんど変わらない中で、要介護認定者数の目標値がなぜ 3 年ごとに変わるのか。管理シートの裏面にある「改善課題」にあるとおり、まずは「閉じこもりがちな高齢者を含む介護予防対象者の把握」ができない限り、あるべき姿にはたどり着かない。この把握ができて初めて成果が測れるはずである。リピーターが多くを占めており、リピーターが悪いわけではないが、本来必要な人が参加できていないのではないか。二次判定で現状のまま継続となっているが改善の余地があるのではないか。

（長寿介護課）

第 9 期介護保険事業計画の 3 年ごとの推計値をシートに落とし込んでいるためである。指摘のとおり、必要な方を把握できておらず多くの方を取り込めていない課題があるため、既存の連携ネットワークを強化して必要な方を丁寧に把握できるよう努めたい。

（委員長）

「伊予市あんしんガイドブック」を実際に持って行き、物忘れチェックシートを一緒にやってみるなど、こちらから踏み込んでいくアプローチに力を入れるべきである。

（市民福祉部長）

成果指標の考え方や対象者の把握の仕方などの多岐にわたる意見について、今後の事業推進にしっかりと反映していきたい。活動への参加が一部の層に偏りがちである点や、閉じこもりがちな方へのアプローチの必要性は、本事業がさらに踏み込むべき重要な課題であると認識している。今後は未利用層への効果的なアウトリーチや、住民主体の活動の場の拡大に努め、要介護状態になっても生きがいを持って住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、関係機関や地域団体との連携を図り、持続可能な介護予防の基盤強化に努めていく。

No. 9 生活環境保全事業【環境政策課】

(環境政策課)

①事業概要の説明

本事業は、総合計画の基本目標「快適空間都市の創造」、基本施策「循環型社会構築に向けた環境づくり」に位置付けられ、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」および「伊予市環境美化条例」に基づき実施する。本事業では、市民・事業者・行政の協働による地域清掃活動への参加やボランティア清掃、ごみ分別の周知等を通じて、一人ひとりの環境保全意識を向上させることを目的としている。当該目的を達成するため、以下の取り組みを行っている。

- ・市民や事業者と協働した地域主体による清掃活動・ボランティア清掃の支援
- ・回収されたごみの適正処理
- ・不法投棄の未然防止に向けた啓発資材の配付や看板の設置

②事業活動の投入コストの分析

事業活動への投入コストは、過去3年間に於いて、令和5年度の執行額が251万7千円、令和6年度が272万3千円、令和7年度が504万4千円となっている。令和7年度に予算・執行額ともに大きく増加しているが、これは地域清掃活動等に伴う剪定枝裁断機（152万9千円）の購入や、地域清掃汚泥の収集運搬手数料が増加したことによるものである。事業費の内訳は、例年支出のある「地域清掃汚泥収集運搬手数料」や「ボランティア清掃用ごみ袋の消耗品費」が中心となっており、令和7年度には臨時に「剪定枝裁断機」を購入するなど、地域の要望に応じた予算執行となっている。財源は全額一般財源となっており、ごみ袋を既製品へ変更するなどの経費削減を図る一方で、清掃活動の定着に伴い側溝等の汚泥排出量が年々増加しているため、事業全体の処理コストが上昇傾向にある。

③事業活動の実績の分析

事業活動の進捗を測るため、活動指標として以下を設定している。

- ・地域清掃 参加延べ人数
- ・ボランティア清掃 参加延べ人数
- ・不法投棄防止看板 配布枚数
- ・ボランティア清掃件数

過去3年間の実績は、地域清掃参加延べ人数が令和5年度の3,148人から令和7年度には4,549人へ、ボランティア清掃参加延べ人数が1,084人から2,806人へと、いずれも年々大幅に増加している。課題として、令和元年度までのクリーン運動からの名残りもあり、開催の半数近くが7月に集中していること、近年の猛暑による熱中症リスクの懸念、および回収されたごみの未分別が散見されることが挙げられる。これに対する改善提案として、従来の6月から10月の基本枠を見

直し、年間を通じた受付・対応へと制度を改め、気候の良い時期での安全な開催を各地域へ積極的に提案・誘導していくこととしている。

④事業活動の成果の分析

本事業を実施することで、短期的には清掃活動への参加や啓発活動を通じた市民・事業者の環境美化意識やごみの適正排出に関する理解の向上、中期的には地域主体による安全で持続的な活動の定着・拡大、長期的には不法投棄のない豊かな自然環境の次世代への継承といった成果があると考えている。そのため、以下の成果指標を設定している。

指標①：地域清掃の実施延べ件数

指標②：夏期以外に実施された清掃活動の割合

指標③：公共の場所への不法投棄件数

過去３年間の実績では、指標①の地域清掃実施件数が令和７年度に目標５０件に対し実績６７件と大きく上回るなど、地域に根差した活動として着実に定着している点が評価できる。一方、指標②の夏期以外に実施された清掃活動の割合は、目標６０％に対し令和７年度実績が５４％と、目標に届かなかった。また、指標③の不法投棄件数は令和６年度に一時増加したものの、令和７年度には２０件に戻るなど、安全な時期への分散化や小規模なポイ捨て対策を引き続き進めることが課題となっている。

⑤自己判定の分析

本事業においては、各項目（妥当性・有効性・効率性）の評価点がそれぞれ９点から１０点に達しており、総合的に「Ａ」判定としている。各地域における清掃活動の実施件数が年々増加し、一部の団体が学校の授業で講師を務めるなど、次世代への環境美化意識の醸成に繋がっているという事業成果がある。その一方で、小規模な不法投棄の断続的な発生、汚泥排出量増による処理コストの上昇、および夏場への実施集中による熱中症リスクといった課題が見受けられる。これらに対し、不法投棄の未然防止に向けた啓発活動を継続するとともに、汚泥処理等のコスト管理に努め、さらに活動面では参加者の安全確保を最優先として熱中症リスクの高い夏場を避けた実施時期への移行を図るなど、それぞれの課題に応じた具体的な方策を講じる必要があると分析している。

⑥一次判定・二次判定の分析

本事業に対する所属長の一次判定は、「ごみ分別の普及啓発や不法投棄対策、地域主体の清掃活動などを通じて住民参加型の取り組みを積極的に推進し、参加者の増加や次世代への環境美化意識の醸成といった組織的な成果を上げている」ことから、本市の環境政策および生活環境維持に対する貢献度が高いレベルにあるとして、貢献度・重要度ともに「Ａ」となっている。また、所管部長の二次判定

は、一部に汚泥処理コストの上昇や実施時期の集中といった課題はあるものの、市全体の環境美化と住民意識の向上に向けて、直営による現行の手法および事業規模を維持しながら着実に推進することが妥当であるという観点から、事業の方向性を現状のまま継続としている。本事業は、従来の毎年7月第3日曜日の「伊予市クリーン運動」から、令和3年度より各地域の実情に合わせた地域主体の清掃活動へと移行した経緯がある。現在は参加件数が増加している一方で、実施時期が7月中旬に集中して近年の猛暑による熱中症リスクが高いという課題を抱えている。市として実施時期の分散化をお願いしているものの、長年の慣習や固定化されたスケジュールの壁により、依然として7月中旬に活動が集中している状況にある。そのため、より安全に事業を推進していくための見直しを図る契機とするとの判断から、外部評価案件となっている。

事前質問の回答

9-1

指摘の回収されたごみの総重量や、未分別・不適切ごみの正確な混入割合を示す統計データは保有していない。シートに記載した「未分別ごみが散見される」という状況については、地域清掃において「燃えるごみ」「燃えないごみ」を透明なごみ袋に分けて回収するようお願いしているものの、回収された袋を開けると、燃えるごみの中に缶やビンが混在しているような状況を指している。こうした未分別のごみについては、回収後に職員が手作業で分別しなおしているのが現状である。次に、汚泥の回収量について、令和5年度および令和6年度は正確なトン数の記録がない。これは、当時の処分方法として市内事業者の残土処理場を活用していたため、計量の必要がなかったことによるものである。なお、2トン車ベースでの回収実績は、令和5年度が18台、令和6年度が19台となっている。一方、令和7年度については処分方法が変わったことに伴い計量を行っており、2トン車ベースでの回収実績が20台、トン数としては約20トンとなる。次に、汚泥収集運搬手数料が約1.5倍に急増した要因について説明する。コスト増の要因は、先ほど説明した「処理台数の増加」に加え、「処理方法の変更に伴う価格変更」が影響していると考えている。地域清掃で排出される汚泥は、道路側溝や水路の汚泥であり、性質上、落ち葉や微細なプラスチック等の異物が混入している。そのため、令和6年度まで活用していた市内の残土処理場から「これ以上の受入ができない」との申し出があり、令和7年度からは、収集運搬は引き続き市内事業者へ委託しつつ、最終的な処分については、異物を含む汚泥の受入・処分が可能な市外の事業者へ委託するよう変更した。これにより、1台あたりのコストが、令和6年度までの2トン車1台当たり税抜90,000円から、令和7年度以降は収集運搬費用が税抜70,000円、処分費用が税抜56,000円となり、合計税抜126,000円へ

と変更になっている。このような、異物混入を含む汚泥の性質に応じた処分ルートへの変更に伴う、1台あたりの処理コストの上昇、および回収台数が微増したことが、手数料総額の急増を招いた要因である。

9-2

本事業の目的は、「地域主体の持続的な環境保全活動の定着」を図ることにあった。かつては、毎年7月の第3日曜日に「伊予市クリーン運動」として一斉実施していたが、近年の記録的な猛暑により、7月や8月の夏季に屋外で清掃活動を行うことは、参加者、特に高齢者や子どもたちの熱中症リスクが極めて高く、安全な実施が困難な状況となっている。環境保全の目的を果たす上でも、まずは参加者の安全や健康をしっかりと守らなければ、活動を継続していくことは困難であると考えている。このような状況を踏まえ、安全かつ持続的に地域清掃が行われる体制へとシフトしていくことが、現在の本事業における重要な課題であると認識している。そのため、気候の良い時期などへの「実施時期の分散化」を地域に働きかけており、その進捗度と定着度を定量的に測る中期成果の指標として、「夏季以外に実施された清掃活動の割合」を成果指標に採用している。

9-3

委員指摘のとおり、二次判定において「3 現状のまま継続」と判断された事業については、外部評価に諮る対象としていない。一方で、内部バランスの観点から、各部から3~5事業を抽出し、外部評価に諮ることとしていることは、昨年の第1回行政評価委員会で説明したとおりである。ここで、今年度の市民福祉部の評価対象事業について見てみると、1事業を除いて二次判定が「3 現状のまま継続」であった。本来なら市民福祉部から外部評価に諮る事業が「1事業」となるところを、内部バランスの観点から3事業の抽出を優先したものである。二次判定も内部評価であることから、外部から見てその判定が妥当であるかという視点もあると考えられるため、その点も含め外部評価をお願いするものである。外部評価に諮る基準に例外ができるような設計になっていることは、事務局側の不手際であるので、その点について御理解いただきたい。なお、今回の指摘を含め、制度設計における様々な課題が明らかになっていることを踏まえ、事務局としては行政評価の抜本的な見直しを図りたいと考えていることを申し添える。

9-4

実施の時間帯については、申請書や実績報告書に具体的な実施時間を記入する欄を設けていないため、正確な時間をすべて把握しているわけではない。しかしながら、多くの地域では、日中の暑い時間帯を避けるため、朝7時や8時に開始するケースが多いものと思われる。また、終了時間についても一律ではないが、概

ね1時間から2時間程度で終了しているケースもあれば、草の量や作業規模に応じて、それ以上になるケースもあると認識している。

9-5

本市の一斉清掃が7月に設定されたきっかけは、愛媛県が実施する「クリーン愛媛運動」の強調月間に合わせたものであった。なお、愛媛県の動向としては、令和6年度まで7月を「強調月間」として設定していたが、近年の熱中症リスクの増大を踏まえ、令和7年度からは「強調期間」として5月1日から7月31日へと見直されている。

9-6

参加者の詳細な年代別内訳についての正確な把握は行っていないが、令和7年度の実績としては、大人4,187人、子ども362人が参加している。現役労働者、学生、主婦層に加え、高齢者など、地域住民の皆様がそれぞれの立場で幅広く参加されているものと考えている。

9-7

各地域で7月開催が多い理由としては、長年の慣習や夏祭り、愛護班活動の時期との重複などといった地区行事のスケジュールとの兼ね合いが挙げられるが、その他の要因として、農家の場合、7月は田植えが終わった後であるため、農繁期を避けることができるという背景がある。そのほか、夏休みに入る前または夏休み初期のタイミングで地域をきれいにしておきたいという意識や、梅雨明けの時期にあわせた除草作業が効果的であるという考え方も影響している。しかしながら、近年はそれらのメリットを大きく上回る「熱中症の危険性」が深刻化しているため、時期変更の必要性を各地域に訴えかけているところである。

9-8

現時点において、夏場を避けた時期に変更した地域に対して、金銭的・物質的優遇措置は設けていない。ただし、広報区長会等での周知を通じて、「参加者の安全・生命を守る、熱中症リスクの回避」自体が最大のメリット・意義であることを共有するとともに、年間を通じた柔軟な受付・対応への制度改編を行うことで、各地域が気候の良い時期に自主的・安全に活動を選択しやすい環境づくりそのものをインセンティブとして機能させていきたいと考えている。

(委員)

環境保全維持のためには肅々と行政が取り組んでいただく。清掃時期について、熱中症で重大な病院搬送等の事例が出ていないのであれば、7月に行っている区は区長もしっかり考えられているので、そのまま変えるべきではないと考える。行政が声掛けをするならば、春分の日、夏至の日などの年2回、行政が意識づけとして区長会などを通じて働きかけるのがよいのではないかと考える。また、小中学生をぜ

ひこの清掃活動に参加させることで、親や家族も暑い夏場を自然と避けようという意識になるのではないか。

(委員)

時期の問題について、熱中症リスクを避けるために時期をずらしてほしいというのであれば、これまでに熱中症で救急搬送された実際の事例や他市町村での事例等があるなら説得力を持つ。朝早い時間帯（８時頃など）に実施して熱中症リスクを下げる意識は各地区の責任者も持っているようであり、７月頭であればそこまでリスクを考慮する必要があるのか。市が本気でスケジュールを動かしてほしいと考えるのであれば、地区に入り込んでリスクを説明し、膝を突き合わせて話し合う必要がある。ただし基本はボランティアベースであるためお願いベースにならざるを得ず、市としてはリスクの強調や、暑さを低下させる対策（こまめな水分補給等）の徹底を促すくらいしかできないのではないか。評価シートの生活指標③「公共の場所への不法投棄件数」について、目標 20 件と掲げられているが、20 件以内に収めることが一番の目標であり、数字が増減したときの評価の仕方に難しさがある。他の事業でも議論されていたが、「低い方が良い」指標の評価のあり方は今後のマネジメントシートの設計において検討すべき点である。

(環境政策課)

熱中症の事例について、現時点で地域から市に上がってきた話はなく、救急車等の話も入っていないが、毎日のように熱中症警戒アラートが出る中、7 月第 3 週頃はリスクがあるため、できれば避けていただきたいという思いを区長等にお伝えしているのが現状である。熱中症は非常に怖いが予防可能なものであるため、リスクを下げたいと考えている。

(委員)

生活指標における短期成果の目的として「市民の環境美化意識の向上」を掲げているが、指標の設定方法について、地域清掃の「実施件数」よりも、実際に清掃活動に「参加する人数」へ見直しが必要である。事例の横展開という点について、熱中症を避ける（対策する）ことは非常に大事である一方、地域の方々の立場からすると、時期をかえて、ゴミの収集量が増えるのかどうか、地域がより綺麗になるのかどうか。7 月は雑草が繁茂しやすい時期であり、时期的な理由もあると考えられるが、熱中症以外の事例などもう一步踏み込んだ発信が必要である。

(委員)

個人的には 7 月はそのままでよいと考える。区長もしっかり考えている。普段から外で仕事をしている人などは熱中症の対策をきちんとしている。時期を変えると、「みんなが何月何日」とインプットされているスケジュールが変わってしまい、かえてやりにくくなるのではないか。小学校の作業も暑い時間帯を避け

たり休憩を入れながらちゃんとやっている。もし変更したいのであれば、実際に悪いことが起きた事例を説明するか、変更して良くなった他地域のデータを持っていくしかない。

(委員)

成果指標にある「時期に分散化が実施された割合」について、これは安全に継続しているという意味では手段かもしれないが、目的を達成するための「成果」とは言えないのではないか。条件の下で一番いい時期を選んでいるというだけであり、これを行政活動の成果として上げるのは適切ではないのではないか。また、「不法投棄の件数」や「回収された不法投棄の総量」など、事業がうまくいってゴミが減っていることを示す指標を把握すべきではないか。そうすることで予算や単価の妥当性も見えてくる。また、一般廃棄物の処理単価等の金額がかなり増えている理由について、数量的・単価的な分析や影響がよく見えないため、そこを把握することが大事ではないか。

(環境政策課)

単価上昇の理由は、行政として適正な処理ルートの見直しを行ったためである。地域清掃で側溝などから回収される汚泥には、プラスチック等の異物や水分が含まれており、近年処理基準が厳格化している。伊予市としても、水分や異物を含む泥は市内の処分場ではなく市外の最終処分場に持ち込んで適正処分すべきと判断したためコストは上昇したが、法令に則った適切な対応を行ったものである。不法投棄の量の計測や委託料の中での把握などは、今後の指標のあり方として検討していきたい。

(委員)

部署によって改善が多い部署とそうでない部署があるため、すべての部署が同じ件数を挙げる必要はないと考えている。個人的には2事業で良く、3事業にこだわらなくてよい。問題がない事業はわざわざ外部評価に上げなくてもよいのではないか。今回議論の中心になっている「7月8月に清掃を行うかやらないか」というテーマは、行政評価委員会で議論すべきことなのか。本来は現場サイド（区長、ボランティア代表、参加者等）と市で十分調整すべきことであり、外部評価委員会で扱う必要性には疑問を感じる。

(事務局)

昨年度の第1回会議において、各部から3～5事業を挙げていただくことでご承認をいただいております。今年度もそれに則り3事業を挙げさせていただいた。委員の指摘のとおり、本当に必要な事業だけを評価にかけると、県内他市の状況等も踏まえて次年度以降に検討し、制度設計に活かしていきたい。

(委員長)

清掃事業の数値を見ると、市民が関わって健全に参加者が増えていることは肯定的に評価できる。時期を本当に動かしたいのであれば、夏場の補助をあまり出さないなどの誘導しかない。ただし、夏の時期に集中するということで、変更するのは難しい。地域によっては人手不足により手が回っていない場所はあるのか。

(環境政策課)

市内の活動状況は全域で行われているが、地域によって状況は様々である。今後さらに高齢化が進み清掃活動の担い手不足が懸念されるため、区長会を通じた情報発信や、ご相談いただいた際には丁寧に寄り添い、無理のない範囲で継続できるよう支援を行ってまいりたい。

(市民福祉部長)

成果指標や活動指標に関する指摘は、今後の事業全般を見直す上で非常に重要な課題であると受け止めている。また、増加傾向にある処理コストや熱中症等のリスクを考慮した安全なボランティア活動のあり方について、持続可能な事業運営を図る上で極めて重要であると認識した。今後はいただいた意見を真摯に受け止め、多角的な啓発による市民の環境意識の定着、効率的な事業運営、安全確保、次の担い手の確保に努め、市民と行政が協働しながら地域の伝統や実情を踏まえた環境保全に取り組んでまいりたい。